川口市立本町小学校 いじめの防止等のための基本的な方針



(令和3年3月改定) 川口市立本町小学校

目次

はじめ	bi=	1
第1	学校いじめ防止基本方針の策定	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 6	いじめの防止等のために本校が実施する施策	4
(1)	本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	4
(2)	本校におけるいじめの防止等に関する措置	6
2 1	重大事態への対処	1 1
(1)	重大事態への対処の流れ	1 2
(2)	市立学校の設置者又はその設置する学校による調査	13
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	17

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害しその心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危惧を生じさせる恐れがあるものである。したがって「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯・卑劣な行為である。」という意識をもって全職員がいじめの未然防止のため、共通理解・共通行動に努めることが重要である。本校では、管理職・生徒指導部を中心としていじめ対策本部を発足させ、「いじめはどの子にも、どの学校・学級にも起こりうる」という認識の元に全職員・全児童でいじめ防止・解決を図るため組織的・計画的に教育活動を行うものとし、川口市立本町小学校いじめ防止等のための基本的な方針を定めるものとする。

川口市いじめの防止等のための基本的な方針(以下「いじめ防止基本方針」という。)は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

※基本方針の改定

本いじめ防止基本方針は、平成29年4月1日に施行された川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例(平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。)及び埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針の改定の内容を反映し、改定するものである。

第1 学校いじめ防止基本方針の策定

【法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その 学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的 な方針を定めるものとする。

【条例】

- 第11条 学校は、いじめ防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び 連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

本校は、国や埼玉県のいじめ防止基本方針、本いじめ防止基本方針並びに条例を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを 抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織 として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の視点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。
 - なお、策定に当たっては、次の点に留意する。
- ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

- イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それ を徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行 動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとうする。
- ウ いじめの加害児童に対する成長支援の観点から、加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- エ 学校いじめ防止基本方針が、本校の実情に即して適切に機能しているかを学校い じめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛 り込んでおく必要がある。
- オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- カ 策定に当たっては、本校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を 図る。
- キ 児童や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながら策定に努める。
- ク 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童 の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- ケ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年複数回実施するよう 努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
- コ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童を主体とした 取組を11月にも位置付けるよう努める。
- サ 重大事態への対処については、本いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- シ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- ス 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページの掲載等により、保 護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度 初めに児童、保護者、関係機関等に説明する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

【法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に 関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織(以下、 「いじめ対策委員会」という。)を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで 複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家で あるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験 者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの 問題の解決に資することが期待される。

また、いじめ対策委員会は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等に関する 取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑わ れる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体 となるものとする。

いじめ対策委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次の通りである。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行 う役割

【早期発見・事案対処】

- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共 有を行う役割
- エ いじめに係る情報 (いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む) があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定 と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・ 検証・修正の中核としての役割
- キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校 内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む)

また、いじめ対策委員会は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動 が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童を 徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童 から認識されるようにしていく必要がある。

なお、必要に応じて、埼玉県が設置する「いじめ・非行防止支援チーム」が組織 に加わることも検討することとする。

※いじめ・非行防止支援チームとは

困難ないじめ問題等を抱える学校において、学校、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を構成員として編成する支援チームで、個々の問題に係る背景分析等を行い、情報を共有して支援計画を策定した上、各機関等の役割に基づいて専門的な支援を行い、いじめ問題等の早期対応、早期解決を図ることを目的とする。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対 処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして 捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取 組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残 すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童 については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を 教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意 を払いながら、被害児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。 このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告を はじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を 育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや 集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに 捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の 大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決 が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。 また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために、

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合などがあることに十分留意する。

(イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学 級づくりがとても重要であることから、

- ① 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。 (「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
 - 居場所をつくる。
 - 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
 - 基準を示す。(「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」)
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。 (「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」 というエネルギーがわいてくる。)
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や 級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 『ライフスキルかわぐち』の取り組み等を通して、児童が自分の周りに起こる様々な 問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いが ちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立 ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっ ては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての 啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童生徒のいじめ未然防止に向けた『いじめ防止教室』を開催する。 また、インターネット上のいじめに遭遇しないよう埼玉県警サイバー対策課 『情報セキュリティ講演』等を活用し情報モラルの徹底を図る。

さらに、児童生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、 保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを 装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが 多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを 持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることな く、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いで合っても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市月例いじめ調査や

定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面接の実施や、それらの 結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、本校は児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を 活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、 いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。
- (イ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参 考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。
- (ウ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」 を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・ 地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめ係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込ますに、又は対応不要である個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に 対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当 該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、 その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行 為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずし て良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という 言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの 場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条のいじめ対 策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共有理解、保護者の協力、関係機関・専門機 関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている児童への指導(「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照)

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しなが ら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをや めさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている児童への支援(「彩の国 生徒指導ハンドブック」参照) 「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。 また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にある ことに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ① 話合いなどを通して、いじめを考える。
- ② 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ③ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ④ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ⑤ 道徳教育の充実を図る。
- ⑥ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ⑦ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事象も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること、この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性

等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織におしては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(13ページ以下参照)
- イ いじめにより重大な被害が生じた重大事態に至ったという申出が児童や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び本校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。

- ウ 重大事態が発生した場合、本校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。
- エ 本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係 又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)
- オ 上記工の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。 また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記工の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた児 童や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童や保護者にあらかじめ 説明しておく。
- キ 上記工の調査を行った問題対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 上記工の調査結果は、教育委員会を通じて市長へ報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の 調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

(2) 市立学校の設置者又はその設置する学校による調査

【法】

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当 該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態 の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項 の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を 行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめの事案で被害児童が学校を転学した場合は、転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童が欠席していないことから、不登校重大事態の定義に該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることのないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について 報告する。

(ウ)調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に 資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに川口市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと川口市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、川口市教育委員会のいじめ問題調査審議会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、川口市教育委員会との 連携を図りながら実施する。

(エ)調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、川口市教育委員会のいじめ問題調査審議会の 委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ (いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、川口市教育委員会のいじめ問題調査審議会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行 為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の 状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支 援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、川口市教育委員会及び関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自 殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査 においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再 発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必 要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成27年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、

できる限りの配慮と説明を行う。

- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、 本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査 を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の 影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を 求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「 Γ 's2019~いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック~」の「4 自殺予防教育の推進」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

【法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係 (いつ (いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童 又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立 ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ)調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、法の施行状況等を勘案して、対策協議会において毎年度、いじめ防止基本方針に ある各施策の効果を検証し、いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要 があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。(軽微な改正につ いては、対策協議会において検討し、改正を図ることとする。)

また、市は、本校における学校いじめ防止基本方針について策定状況を確認し、必要に応じて公表する。